

登所許可証明書

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことができるよう、下表の感染症については登所許可証明書を医療機関で記入してもらい、提出をお願いいたします。

児童発達支援センターしろくま苑

児童氏名 _____

該当に ○	疾患名	厚生労働省感染症ガイドラインにおける登所の目安 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 など)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	侵襲性髄膜炎感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日より登所可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。